

拝 啓

時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びに公表等に関する規定が、本年4月1日から施行されているところであります。

健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率であり、当該比率に応じて財政健全化計画等を策定する必要が生じることから比率の客観性及び正確性は重要であり、その客観性及び正確性を確保するために、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされています。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法につきましては、政省令等の整備内容や算定様式等に関する説明会を通じてご説明してきたところであり、貴団体市区町村担当課を通じて、貴都道府県内の市区町村に対して情報提供いただくとともに、適宜その制度についてご説明をいただいているところと承知しております。

本日、総務省より、健全化判断比率及び資金不足比率の監査委員による審査等にあたり確認すべき事項についてとりまとめた「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント（参考試算）」を提示の上、貴団体市区町村担当課ご担当者に説明したところです。

つきましては、ご多忙のところかと存じますが、市区町村における比率の審査事務が円滑に行われるよう、貴都道府県内の市区町村監査委員事務局に対し本日の説明内容についてご説明いただきますようお願いいたします。また、既にお示ししております「平成20年度における地方公共団体財政健全化法に係る標準的な財政指標の算定等スケジュールのイメージ（案）」に基づく事務手続きを前提とした場合の市区町村における審査スケジュールの検討についても、今一度ご説明いただければ幸いに存じます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成20年6月4日

総務省自治財政局財務調査課長
青 木 信 之

各都道府県総務部長 殿
(市区町村担当課扱い)